

従業員10人未満の会社の 労務管理

～少人数の企業だからこそ考えるべき労務管理のポイントとは～



**参加
無料**

- 日時** 平成29年9月7日(木) 13:30～受付
14:00～16:00 セミナー・グループコンサルティング
- 会場** エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ
- 定員** **30名**(1社1名まで) 経営者や管理職の方、労務人事ご担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご遠慮申し上げます。
- お申込み方法** セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

従業員10人以上の企業は、就業規則の作成および労働基準監督署への届出義務があります。しかし、従業員10人未満の企業は就業規則の作成義務がないため、就業規則を作成せず、従業員ごとに労働条件通知書により労働条件を示しているケースが多くあります。これにより組織全体で体系的な労働条件の整備が十分にできず、労働者間で差が生まれ、トラブルになるケースがあります。今回のセミナーでは、従業員10人未満の企業を対象に、不要なトラブルを避けるために注意すべき労務管理のポイントをご説明します。

14:00～15:00
セミナー
(60分)

従業員10人未満の会社の労務管理

講師 櫻井 拓也 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(ベストパートナー社会保険労務士事務所)

「強い企業作り」を実現できるように、心理学を応用して「高い成果と良好な人間関係を目指す職場風土づくり」を主眼においた人事労務コンサルティングを行っています。

15:00～16:00

グループコンサルティング(60分)

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(9月7日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

**仙台市雇用労働
相談センターとは**

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)



■ お問い合わせ
仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシスタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00～17:00)
E-mail info@sendai-elcc.jp **ホームページ** http://sendai-elcc.jp/ **仙台ELCC** **検索**
 営業時間 / 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

